

令和7年度第1回鳴沢村地域公共交通会議 次第

と き：令和7年8月5日（火）午後1：30

ところ：保健センター2階

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 村長あいさつ
4. 地域公共交通計画策定に至る経緯及び今後の実施内容について
5. 鳴沢村地域公共交通会議設置要綱等について
6. 鳴沢村地域公共交通会議の会長の選出について
7. 議事
 - (1)令和7年度鳴沢村地域公共交通会議予算案について
 - (2)鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託公募型プロポーザルについて
 - (3)鳴沢村地域公共交通計画の策定スケジュールについて
 - (4)その他
8. その他
9. 閉会

令和7年度 鳴沢村地域公共交通会議 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	団体名	役職	氏名	備考
法第6条第2項第1号	鳴沢村総務課	総務課長	渡邊 英博	
法第6条第2項第2号 (関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者)	一般社団法人山梨県バス協会	専務理事	篠原 勇	
	一般社団法人山梨県タクシー協会	常務理事	菊島 貴	
	富士急バス株式会社	取締役社長	古屋 毅	
	富士急バス株式会社	代表運転手	相川 初男	
	富士急山梨ハイヤー株式会社	取締役社長	木村 尚寛	
	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所富士吉田国道出張所	所長	君塚 泰男	
	富士・東部建設事務所吉田支所	課長	渡邊 誠一	
	富士観光開発株式会社	専務取締役	小谷田 融	
	鳴沢村振興課	主任	小林 郁也	
	鳴沢村福祉保健課	主幹	九川 佑樹	
	鳴沢村福祉保健課	主事	渡邊 逸貴	
法第6条第2項第3号 (関係する公安委員会)	富士吉田警察署	交通課長	飯野 光	
	鳴沢駐在所	巡查長	加賀美 秀	
法第6条第2項第4号 (地域公共交通の利用者、学識経験者、その他当該地方公共団体が必要と認められる者)	関東運輸局山梨運輸支局	首席運輸企画専門官	服部 陽介	
	山梨県新価値・地域創造推進局 リニア・次世代交通推進課	課長	有須田 遥華	
	山梨大学大学院	教授	武藤 慎一	
	鳴沢村社会福祉協議会	専門員	渡辺 めぐみ	
	鳴沢村おたっしやクラブ	会長	小林 喜代次	
	鳴沢村民生委員児童委員協議会	会長	小林 清徳	
	鳴沢村第一区	区長	渡辺 次男	
	鳴沢村第二区	区長	小林 三郎	
鳴沢村別荘地区	代表	土屋 文明		

※法：地位公共交通の活性化及び再生に関する

R7.7.1時点

鳴沢村地域公共交通事務局	鳴沢村企画課	企画課長	木暮 富人	事務局長
	鳴沢村企画課	主幹	佐藤 映子	

地域公共交通会議および法定協議会について

○地域公共交通会議について

地域公共交通会議は地域の生活交通の維持確保のため、地域住民、利用者、地方公共団体、交通事業者などの地域の関係者により構成されています。

「道路運送法施行規則第4条の2」に基づき、コミュニティバスや乗合タクシーを運行する際、許認可に必要な協議等を行います。

今後、少子高齢化の進展が深刻化し、移動の不足が予想されるため、これらに関し、必要となる事項を地域公共交通会議で協議し、鳴沢村地域公共交通計画の策定を行います。

表1 ≪地域公共交通会議の構成員≫

道路運送法施行規則 第4条の2	会議の構成員
第1項第1号	会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他地方公共団体の長
〃 第2号	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
〃 第3号	住民又は旅客
〃 第4号	地方運輸局長
〃 第5号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
〃 第6号	自家用有償旅客運送を行っている第49条に規定する特定非営利活動法人等
第2項第1号イ	道路管理者
〃 〃	都道府県警察
第2項第2号	学識経験者、その他会議運営上必要と認められる者

○法定協議会について

鳴沢村では令和7年度から令和8年度にかけて、地域公共交通計画の策定を行います。地域公共交通計画の策定および計画に基づく事業の実施については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を設置し、計画策定に関する協議を行う必要があります。

表2 ≪法定協議会の構成員≫

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	協議会の構成員
第6条第2項第1号	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
〃 第2号	関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
〃 第3号	関係する公安委員会
〃 第4号	地域公共交通の利用者、学識経験者、その他の当該地方公共団体が必要と認める者

以上の地域公共交通会議と法定協議会については、根拠となる法律は異なるものの、参加する関係者がほとんど同じであることや、交通計画の事業を実施するために道路運送法上の手続き等が必要になるため、一つの協議組織に両方の機能を併せ持つ二法協議会として設置することが可能です。

令和7年度より鳴沢村地域公共交通会議は二法協議会として設置し、交通会議と法定協議会のそれぞれの協議を実施していきます。

地域公共交通計画策定に至る経緯について

1. 鳴沢村の公共交通の概況・問題点

(1) 地域特性

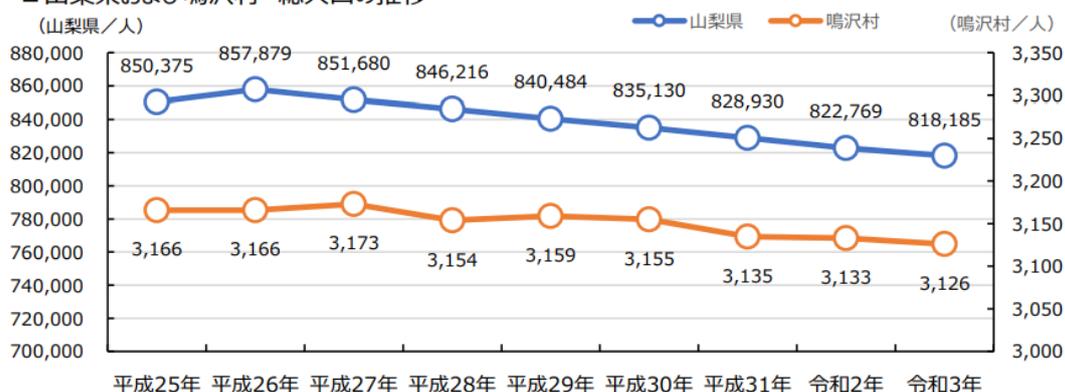
■人口

山梨県の総人口を平成 25(2013)年から令和 3(2021)年まで見ると、平成 26(2014)年が 85 万 7,879 人だったのに対し、令和 3(2021)年は 81 万 8,185 人と 4 万人近くの減少、割合では 4.6%減となっています。

同様に本村の総人口を見ると、平成 26(2014)年が 3,166 人だったのに対し、令和 3(2021)年は 3,126 人と 40 人の減少、割合では 1.3%減で、本村は山梨県に比べると、減少割合は小さくなっています。

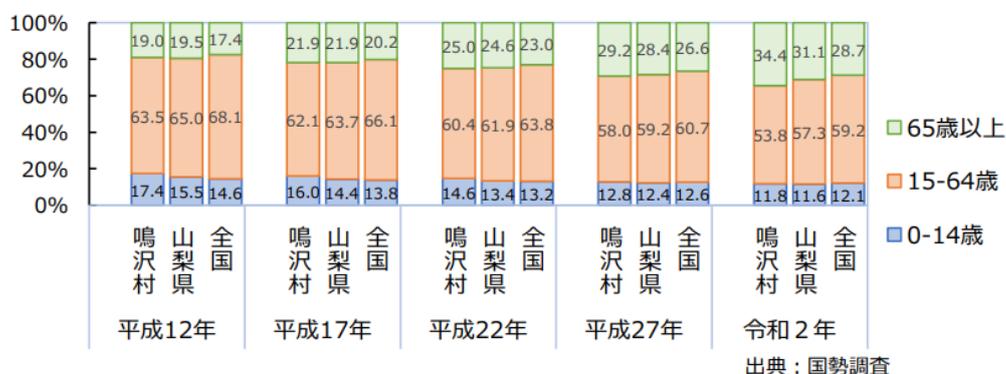
しかし、年齢 3 区分別人口比の推移を全国・山梨県と比較すると、令和 2(2020)年では、65 歳以上（高齢人口）の比率は全国・山梨県より高くなっています。一方、15 歳未満（年少人口）割合は全国、山梨県と同程度ですが、その割合は年々減少していることから、本村の少子高齢化の進展が深刻化していることが分かります。

■山梨県および鳴沢村 総人口の推移



出典：山梨県は山梨県住民基本台帳人口集計、鳴沢村は住民基本台帳を基に作成（いずれも各年 3 月 31 日現在）
※平成 25 年は外国人を除く数、平成 26 年からは外国人を含む数

■年齢 3 区分人口割合の推移（鳴沢村・山梨県・全国）



■人口分布

人口は村北部の国道 139 号線沿いに集積している。また、富士山側の標高 1,000～1,200m 付近に別荘地を有しており、当該エリアにおいても一定の人口集積が見られている（夏季以外においても別荘地で過ごす住民が増加している）。

■施設立地状況

商業施設・医療施設は、村北部に集積しているものの日常生活を送るためには村外の商業施設や医療施設に移動する必要がある。

■観光来訪ニーズが存在

村内には観光施設が点在しており、観光来訪者が年間 114 万人が本村を来訪しており、観光来訪ニーズも有している。



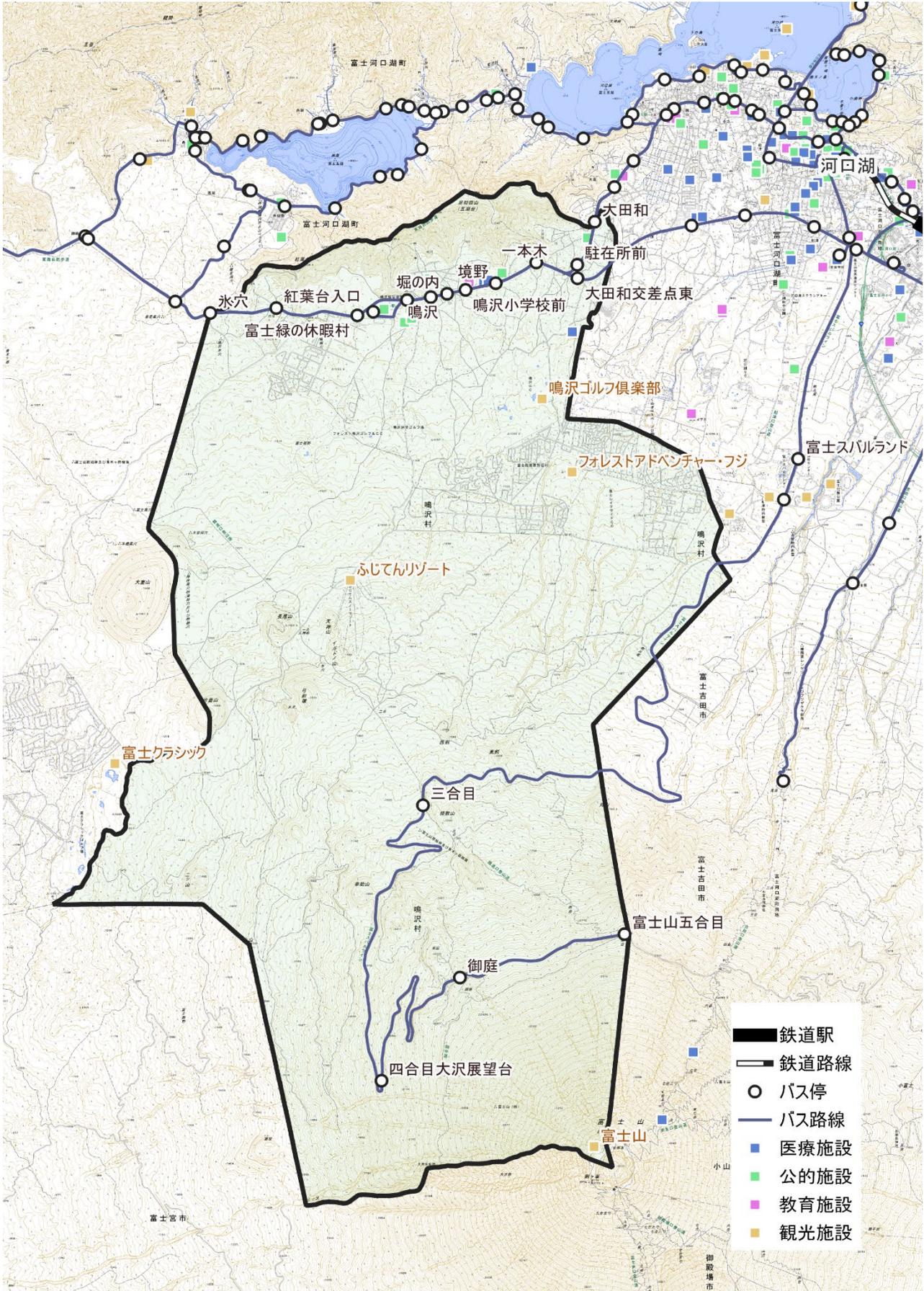
(2) 地域公共交通の現状

■地域公共交通の運行状況・利用状況

本村の公共交通機関は、路線バスが 2 路線のみとなっており、1 キロ当たりの利用者数は 0.18 人/キロ程度となっている。運行にあたっては、村が赤字補てんをしている状況である。

公共交通事業者においては、ドライバー不足、ドライバーの高齢化を抱えており、このままでは、持続的な公共交通サービスの維持が難しい状況である。

<村の公共交通ネットワーク>



2. 鳴沢村の地域公共交通が目指す方向性

(1) 地域公共交通の方向性（現時点のイメージ）

令和7年8月時点の地域公共交通の方向性は次のとおり。これらの方向性が本村に適しているかを計画策定時に実施する各種調査結果等を確認しながら、検証する。

■基本理念

< 村民の暮らしを支える 持続可能な 地域公共交通 >

特に、お年寄りや子ども等の交通弱者が買物・通院・通学等を快適に行える地域公共交通を目指します。

■目指す姿

目指す姿1 お年寄りが地域公共交通で買い物・通院できる

調査の必要性：住民アンケートや関係者ヒアリング等で「高齢者における移動状況・困りごと」「免許返納意向」等を把握し、移動に困っている高齢者が求める公共交通サービスを具体的に検討する。

目指す姿2 子どもが地域公共交通で自由に通学できる

調査の必要性：住民アンケートや関係者ヒアリング等で「通学における移動状況・困りごと」「公共交通の充実による進路選択への影響」「保護者の送迎負担」等を把握し、特に中高生に求められる公共交通サービスを具体的に検討する。

目指す姿3 自家用車がなくても地域公共交通で移動ができる。

調査の必要性：住民アンケートや利用者アンケート調査等で「地域公共交通の認知状況」「地域公共交通を利用している理由」「自家用車だけでなく地域公共交通を利用するための条件」等を把握し、自家用車だけでなく、地域公共交通を移動手段の選択肢として認識してもらうための取組を検討する。

目指す姿4 地域公共交通をみんなで支える

調査の必要性：住民アンケートや利用者アンケート調査等で「地域公共交通の認知状況」「地域公共交通を利用している理由」「自家用車だけでなく地域公共交通を利用するための条件」等を把握し、自家用車だけでなく、地域公共交通を移動手段の選択肢として認識してもらうための取組を検討する。

3. 地域公共交通計画策定にあたり実施する内容

実施項目	実施内容
<p>【令和 7 年度のみ】 地域及び公共交通の現 状整理</p>	<p>①地域特性の整理 既存の統計データ等から人口推移、地区別の人口、人口分布（現在と将来）、生活関連施設の立地状況、人の移動状況などを整理する。</p> <p>②公共交通の現況整理 鳴沢村や交通事業者からの提供データ等をもとに公共交通の運行状況、利用状況、収支状況等を整理する。</p> <p>③上位・関連計画等におけるまちづくりの方向性の整理 総合計画などの上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置づけなどを整理する。</p>
<p>【令和 7 年度のみ】 公共交通に関するニーズ 調査</p>	<p>①関係者ヒアリング 鳴沢村の公共交通の方向性を検討するため、庁内関係各課へのヒアリングを行い、まちづくりの現状と取り組み内容、取り組みにおける公共交通の位置づけ、公共交通に求められる役割等を整理する。 また、交通事業者へのヒアリングを行い、事業者から見た公共交通の問題点、課題、再編の方向性策などについて協議する。</p> <p>②住民アンケート調査 日常的な交通行動、公共交通の利用状況、サービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方、公共交通の利用者及び公共交通の潜在需要層のニーズを把握し、将来の地域公共交通のすがたやその実現に向けて必要となる施策等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、村民アンケート調査を実施する。 調査対象は、16 歳以上の村民 1,000 人として、郵送配布・郵送回収により実施する。</p> <p>③公共交通利用者アンケート調査 路線バス利用者を対象に、利用状況（乗降バス停、利用目的、利用頻度、乗継状況など）や利用ニーズ（求める改善策など）のアンケート調査を行う。 調査方法は、車内に調査票を 2 週間程度留め置きし、郵送回収での実施を想定する。</p>
<p>【令和 7 年度のみ】 地域公共交通を取り巻く 課題整理</p>	<p>地域や公共交通の現況特性、上位関連計画におけるまちづくりの方向性、村民の移動実態・ニーズなどから、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。</p>

3. 地域公共交通計画策定にあたり実施する内容

実施項目	実施内容
<p>【令和8年度のみ】 鳴沢村地域公共交通計画（案）の策定</p>	<p>① 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定 前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を上位・関連計画との整合を図りながら設定する。 地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。 地域公共交通のあり方については、地域公共交通の位置づけを明確にして、村内公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。</p> <p>② 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討 目標を達成する上で必要となる地域公共交通の事業内容、実施主体、事業スケジュールなどを検討して定める。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。</p> <p>③ 鳴沢村地域公共交通計画のとりまとめ ①～②を踏まえて、鳴沢村地域公共交通計画を作成する。また、パブリックコメントでの意見を踏まえて、計画書（案）及び計画書概要版（案）としてとりまとめる。</p>
<p>【令和8年度のみ】 パブリックコメントの実施支援</p>	<p>鳴沢村地域公共交通計画（素案）について、村民から意見を募る。</p>
<p>鳴沢村地域公共交通会議の運営</p>	<p>鳴沢村地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会（全6回程度）を開催する。会議資料作成、運営支援、議事録とりまとめなどを行う。</p>

鳴沢村地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 鳴沢村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）施行規則 第4条第2項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、山梨県南都留郡鳴沢村1575番地、鳴沢村役場内に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。ただし運賃・料金に関する事項は道路運送法第9条第4項に基づき「運賃協議部会」にて別途協議を行う。
- (6) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者からそれぞれ1名以上を村長が委嘱する。

- (1) 村長が指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者及びその団体
 - (4) 住民又は利用者の代表
 - (5) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (7) 道路管理者、富士吉田警察署長又はその指名する者
 - (8) 学識経験者その他交通会議が必要と認める者
- 2 交通会議に役員をおく。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

2 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長をおく。

2 会長は見識を有する者をもって充て、副会長は委員の内から会長が指名する。

3 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事及び監査)

第7条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、交通会議の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告をしなければならない。

(会議の運営等)

第8条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自ら交通会議に出席することができないときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 交通会議の決議の方法は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。また、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第9条 交通会議は次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

(1) 交通会議において事前に委員からの書面による議決の了承を受けているとき。

(2) 緊急の議決を要し、かつ、交通会議の招集又は成立が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。

2 書面による議決は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による議決を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 交通会議は、提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通会議に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第13条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、鳴沢村企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 交通会議の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

鳴沢村地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴沢村地域公共交通会議設置要綱第13条の規定に基づき、鳴沢村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関する事。
- (2) 交通会議の資料作成に関する事。
- (3) 交通会議の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員をおく。

- 2 事務局長は、鳴沢村企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、鳴沢村企画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鳴沢村において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、鳴沢村において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月7日から施行する

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
鳴沢村地域 公共交通会 議会長の印		てん書 体	方21mm	会長名をも って発する 文書 通帳届出印	1個	事務局長

鳴沢村地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴沢村地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、鳴沢村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 鳴沢村地域公共交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、出納上の整理を行うための期間として4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間と定める。
- 5 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに鳴沢村長に送付しなければならない。

(予算書の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。
- 3 特に緊急を要するため交通会議を開催する暇がないことが明らかであると認められるときは、会長は補正予算について専決することができる。なお、この処置を行った場合は、次の交通会議に報告し承認を得なければならない。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第5条 交通会議の出納は、会長が行う。ただし、急を要するなど、会長が必要と認める場合は、規約第6条に基づき副会長に委任することができる。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

第6条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて交通会議の出納、その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続き並びに歳出予算の流用及び予備費の充用は、鳴沢村財務規則を準用する。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の交通会議に報告しなければならない。

3 交通会議の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算書を作成し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第7条の規定による監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに鳴沢村長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月7日から施行する。ただし、令和7年度の予算については、第2条第3項中「毎年4月1日に」とあるのは「協議会が設置された日に」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の区分

款	項	目
1. 負担金	1 負担金	1 負担金
2. 補助金	1 補助金	1 補助金
3. 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4. 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の区分

款	項	目
1. 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2. 事業費	1 事業費	1 事業費
3. 予備費	1 予備費	1 予備費

鳴沢村地域公共交通会議運賃協議部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき運賃等の協議を行うため、鳴沢村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の部会として、運賃協議部会を鳴沢村地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 運賃協議部会は、次に掲げる事務について、協議又は調整を行うものとする

- (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項。

(組織)

第3条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから交通会議の会長が指名する。

- (1) 協議運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (2) 住民の意見を代表する者
- (3) 村職員
- (4) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名するもの

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に自己があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の報告)

第6条 部会長は、部会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は部会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月7日から施行する。

令和7年度 鳴沢村地域公共交通会議予算(案)

1. 歳入

(単位:円)

款	項	目	金額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	6,000,000	鳴沢村事業費負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	国補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	
歳入合計			6,000,000	

2. 歳出

款	項	目	金額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	270,000	報酬等
	2 事務費	1 事務費	40,000	交通会議印作成費、振込手数料、郵送料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,670,000	交通計画等策定調査業務委託費
3 予備費	1 予備費	1 予備費	20,000	
歳出合計			6,000,000	

鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託に係る契約候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式を実施し、今後の人口減少や高齢化を見据え、通院・買い物の足不足を解決するための交通の現状や村民の移動ニーズについて調査・分析を行い、本村に望ましい地域公共交通事業を検討するための公共交通策定業務に、最も適した業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名

鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託

(2)業務内容

「鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)履行期間

本業務は、令和 7年度から令和 8年度にかけて実施し、令和 7年度業務と令和 8年度業務に分け、年度単位で契約を締結する。

①令和 7年度「鳴沢村地域公共交通計画策定調査業務」

契約日の翌日から令和 8年 3月 31日まで

②令和 8年度「(仮称)鳴沢村地域公共交通計画及び再編計画策定業務」

契約日の翌日から令和 9年 3月 31日まで（予定）

ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

(4)委託料上限額

令和 7年度業務 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5)成果品

仕様書に記載のとおり。

3 参加資格

本プロポーザルへの参加にあたっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを原則とするが、特段の事情がある場合、または提案内容が本プロポーザルの目的に照らして特に優れていると判断される場合には、参加資格の一部を満たしていない提案者についても、審査対象とする。

- ① 直近 5カ年に「地域公共交通計画または地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通利便増進実施計画または地域公共交通再編実施計画」の策定に関する業務実績を有すること
- ② 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しないもの
- ④ 山梨県市町村総合事務組合の競争入札参加資格者名簿に登録のあるもの
- ⑤ 公告の日以降において、鳴沢村から指名停止処分を受けていないもの

- ⑥ 手形交換所から取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全でない者
- ⑦ 公告の日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号に該当しないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していない者。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期間等
募集開始・公表	令和 7 年 8 月 7 日(木)
質問書の受付	令和 7 年 8 月 13 日(水) 17 時まで
質問回答	令和 7 年 8 月 14 日(木)
参加表明書受付	令和 7 年 8 月 18 日(月) 17 時まで
参加資格確認通知	令和 7 年 8 月 20 日(水)
企画提案書等提出	令和 7 年 8 月 29 日(金) 17 時まで
事前審査結果通知	令和 7 年 9 月 4 日(木)
プレゼンテーション審査	令和 7 年 9 月 16 日(火)
審査結果通知	令和 7 年 9 月 19 日(金)

5 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、提出書類その他の関係資料は、本村ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1 号）
- ② 会社概要書（様式 3 号）
- ③ 同種業務実績書（様式 4 号）
 - ※直近 5 ヶ年における「地域公共交通計画または地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通利便増進実施計画または地域公共交通再編実施計画」の業務実績を記載すること。
 - ※また、業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
- ④ 業務実施体制（様式 8 号）
- ⑤ 配置予定技術者調書（様式 9 号）
- ⑥ 納税証明書（写し）
 - ※提出の前 3 か月以内に発行された証明書で国税及び地方税（都道府県税）に未納がないことを示すもの。
- ⑦ 登記事項証明書（法務局発行）

(2) 提出期日

令和7年8月18日(月)17時まで

※郵送の場合は提出期日までに必着

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出先

鳴沢村地域公共交通会議事務局 担当：佐藤

(鳴沢村役場企画課)

〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575番地

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式5号)

(2) 提出期日

令和7年8月13日(水)17時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問は受け付けない。

(4) 提出先

鳴沢村地域公共交通会議事務局 担当：佐藤

(鳴沢村役場企画課)

Email: kikaku@vill.narusawa.lg.jp

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和7年8月14日(木)に本村ホームページへの公開または電子メールの送付により行う。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙(様式6号)

企画提案書の鑑として提出すること。正本のみ代表者印の押印を行う。

② 会社概要書(様式3号)

提案者の事業内容について記載すること。なお、認証取得については、証明できる書面の写しを添付すること。

③ 同種業務実績書(様式4号)

参加表明書提出時と同じ書類を添付する。

④ 配置予定技術者調書(様式9号)

業務責任者について氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格については証明できる書面の写しを添付すること。

- ⑤ 業務実施体制（様式 8 号）
業務主任担当者及び業務担当者の氏名、保有資格、実績、担当業務等について記入すること。なお、保有資格については証明できる書面の写しを添付すること。
- ⑥ 企画提案書（任意様式）
企画提案書は、仕様書の目的・業務内容を踏まえ作成すること。なお、本プロポーザルにおいて最適な委託業者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。
企画提案書の作成は、A4 縦版(カラー、ページ制限なし)、横書き、両面とすること。なお、A4 サイズに収まらない場合は、A3 サイズの仕様を可能とし、横折込とすること。
- ⑦ 工程計画（任意様式）
企画提案の業務内容についてスケジュール表を作成する。
- ⑧ 見積書（様式 7 号）
令和 7 年度業務に関する見積額を記入し、数量、単価等積算根拠を明らかにすること（任意様式）。消費税を含む額とし、業務想定規模を超える提案は失格とする。また、令和 8 年度業務については参考価格として見積資料を用意すること（任意様式）。

(2) 提出期日

令和 7 年 8 月 29 日(金)17 時まで

※郵送の場合は提出期日までに必着

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出先

鳴沢村地域公共交通会議事務局 担当：佐藤
(鳴沢村役場企画課)

〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575番地

(5) 提出部数

提出書類①～⑧を平綴じ（ホチキス留め）したものを必要部数提出すること

- ・ 正本 1 部（①への代表者印を押印したもの）
- ・ 副本 8 部（①への代表印は不要）

8 事前審査（書類選考）

(1) 選定方法

プロポーザル参加者が 4 者以上の場合は、事務局の企画課にて、鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託プロポーザル提案書評価基準（以下「評価基準」という。）

「3. 評価基準及び配点・評価項目 1・2」に基づき審査を行い、上位 3 者を事前審査合格者とする。

プロポーザル参加者が 3 者以下の場合は、事前審査を省略し、プレゼンテーション審査において事前審査をあわせて審査する。

(2) 事前審査結果通知日

令和7年9月4日(木)

※選定の評価内容は公開しないものとし、審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

9 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和7年9月16日(火)

実施時間については、後日メールにて通知する。

(2) 場所

鳴沢村役場 2階会議室

(3) 方法

- ・1提案者あたり40分以内(プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分)とする。
- ・出席者は最大3名とする。(業務責任者と主担当者は必ず出席すること。)
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・スクリーン及びプロジェクターは事務局が用意し、PC等のその他の機器は提案者が持参する。

(4) 審査

評価基準に基づき、鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査を行う。

(5) 提案者が1者の場合について

提案者が1者のみの場合、各審査委員の評価合計点の平均が60点以上であれば、実施要領、仕様書を満たすものと判断し、その提案者を委託候補者として決定する。

(6) 審査結果

結果通知日:令和7年9月19日(金)

審査を受けた各事業者にもって審査結果を通知する。なお、審査経緯の公表は行わない。また審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

10 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届(様式2号)を鳴沢村企画課へメールまたは郵送で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

11 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とすることがある。

- ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- ② 企画提案書等が提出期日までに提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積額が委託料上限額を超えている場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合

- ⑥ その他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審議委員会が失格であると認めた場合

12 その他

- ① 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- ② 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本村は、本業務に係る範囲において公表する場合その他必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- ③ 提出された書類は、返却しないものとする。
- ④ 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- ⑤ 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- ⑥ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開することがある。

13 所管

- ・業務委託発注者
鳴沢村地域公共交通会議 会長（ ）
- ・事務局
鳴沢村地域公共交通会議事務局 担当：佐藤
（鳴沢村企画課）
〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575番地
Tel:0555-85-2312 / Fax:0555-85-2461
Email: kikaku@vill.narusawa.lg.jp

議事(3)資料

実施項目	令和7年度						令和8年度																	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
■事業者選定（プロポーザル）			公募	選定																				
■地域公共交通計画策定																								
現況整理																								
各種調査																								
課題整理																								
方針・目標等の検討																								
施策事業の検討																								
計画書とりまとめ																								
パブリックコメント																								
■地域公共交通交通会議																								

主な議題（案）
 ・計画策定について
 ・プロポーザル実施について
 ・策定スケジュール

主な議題（案）
 ・現況整理結果について
 ・調査計画について

主な議題（案）
 ・方針や目標について
 ・施策事業（たたき案）について

主な議題（案）
 ・パブリックコメントの開催結果について
 ・計画の承認

主な議題（案）
 ・調査結果について
 ・地域公共交通の課題（案）について

主な議題（案）
 ・施策事業（案）について
 ・計画素案について
 ・パブリックコメントの実施について